

VII退職後の手続きや届出に関すること

Q2 信用金庫年金へは現況届の提出が必要ですか？

A2

当基金は平成28年12月(12月誕生月の方)まで年金受給者の生存確認のため、毎年誕生月に「年金受給権者現況届」をご提出いただいていたのですが、平成29年1月(1月誕生月の方)から企業年金連合会を通じて、住民基本台帳ネットワーク(以下、住基ネット)を活用した現況確認ができるようになったため、現況届の提出が原則不要となりました。ただし、住基ネットによる確認ができない方などはこれまでどおり現況届を送付しますので、誕生月の末日までに提出してください。

Q3 再就職先(信用金庫年金に加入していない事業所)を退職しましたが、信用金庫年金への手続きは必要ですか？

A3

再就職先の給与変動などの異動が生じたときは、国から提供される支給停止情報により処理を行いますので、当基金への手続きは必要ありません。ただし、事象が発生してから情報が提供されるまで3カ月程度かかり、該当年月にさかのぼって処理を行うため、支給した年金に未払いや過払いが発生することがあります。その場合、未払いは処理後に随時払いで年金を支給し、過払いはその後支払われる年金から調整させていただきます。

Q4 雇用保険の基本手当(失業給付)の受給が終了しますが、信用金庫年金への手続きは必要ですか？

A4

雇用保険の基本手当の受給が終了したときは、Q3と同様、原則当基金への手続きは必要ありません。ただし、国から提供される支給停止情報を待たずに早めの対応をご希望の場合は、基本手当受給終了の時点で雇用保険の受給資格者証の写し(両面)を当基金へご提出いただく必要があります。詳しくは当基金業務部(03-5159-7510)までお問い合わせください。